

平成17年度固定資産の縦覧・閲覧は4月1日から
町民税務課(税務係)
☎52 2145

納税者の方々に自らの固定資産税の評価内容を知っていたら、その評価額が他の土地や家屋と比較して、公平妥当な金額であるか判断していただくため、固定



資産の縦覧・閲覧を町民税務課窓口で行います。

区分	縦覧制度	閲覧制度
期間	4月1日(金)から5月31日(火)まで (土・日・祝日を除く)	4月1日(金)から (土・日・祝日を除く)
制度内容	自己の所有する資産、および周辺の土地や建物の評価額を見ることができます。ただし、縦覧帳簿では所有者名、課税標準額、税額は見れません。	自己の所有する資産の課税標準額、税額などを見ることができます。アパートやマンションに居住する借地人・借家人は、権利関係にある土地や建物の課税標準額、税額などを見ることができます。
縦覧または閲覧できる方	固定資産税納税者、納税管理人、納税者と同居の親族。ただし、土地または家屋のみを所有している方は、所有している資産(土地または家屋)以外は縦覧できません。課税標準額が一定額未満で税金のかからない方も縦覧できません。	固定資産税納税者、納税管理人、納税者と同居の親族、借地人・借家人など。ただし、借地人・借家人などは権利関係にある土地や建物の以外の閲覧はできません。
必要書類	本人と確認できる運転免許証など。代理人の場合は、委任状と代理人の運転免許証などが必要です。	縦覧制度と同じ。ただし、借地人・借家人などの場合は、契約書など権利関係を証明する書類が必要です。

初心運転者と融雪時の安全運転
総務課(防災統計係)
☎52 2112

これからの時期は、卒業や進学、就職を控えた高校生や大学生などを中心に、運転免許を取得する人が多くなります。

初心者の方は、運転中に歩行者などの急な飛び出しや周囲の思わぬ行動で、突然、危険な場面に遭遇することも少なくありません。特に、スピードを出し過ぎると安全確認が難しくなり、危険が倍増します。いつも、「スピードダウン」、「シートベルト着用」と、「デイ・ライト(昼間点灯)運動」を習慣として、安全な運転に心がけましょう。

また、この季節は夜間から早朝にかけて、濡れている路面が凍結する場合がありますので、日中の感覚のまま運転していると車がスリップし、予測しないところでヒヤッとしたり、重大事故の発生にもつながります。油断せずに、一層慎重な運転をお願いします。

自動車税の住所変更を忘れずに
北海道上川支庁・税務部管理課
☎0166 46 5111

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方(運輸支局に登録されている方)に納めていただく道税です。

引越などで住所が変わった場合などは、納税通知書が正しく送られるようにするために、次の手続きを忘れずにしてください。住所が変わった場合

運輸支局で変更登録をし、支庁に自動車税の住所変更の届出をしてください。(役場の税務担当窓口に出用のハガキがあります。)

自動車を買った場合、運輸支局で移転登録をしてください。登録をしないと、自動車の売り主の方に納税通知書が送られます。自動車を廃車にした場合、運輸支局で抹消登録をしてください。登録をしないと、廃車にした自動車の納税通知書が送られます。

かなやま湖保養センター入浴無料券の発行
保健福祉課(社会福祉係)
☎52 2144

町では、高齢者の健康増進のため、70歳以上の町民の方に「循環バスかなやま湖保養センター無料乗車・入浴券」を交付してまいりましたが、4月1日より循環バスの無料乗車を廃止し、「1回の乗車につき100円」とすることから、70歳以上の方に新たに「かなやま湖保養センター無料入浴券」を交付します。

4月1日以降に70歳を迎えられる方で、新規に交付を希望される方は、役場保健福祉課(社会福祉係)または巡回窓口やまびこ号の窓口で交付手続きをしてください(印鑑は不要)。

また、従来の「循環バスかなやま湖保養センター無料乗車・入浴券」をお持ちの方は、3月末に「かなやま湖保養センター無料入浴券」を送付しますので、ご利用ください。